

平成30年度

# 労働行政のあらまし



厚生労働省三重労働局  
労働基準監督署・ハローワーク

URL <http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



この冊子は、三重労働局の平成30年度の重点施策と業務のあらましを説明したものです。

(目次)

三重労働局行政運営の基本方針	2
平成30年度の重点施策	3
雇用環境・均等担当部署の重点施策	4
労働基準担当部署の重点施策	7
職業安定担当部署の重点施策	12
労働保険適用徴収担当部署の重点施策	14
三重労働局の組織と業務内容	15
労働基準監督署の所在地	16
ハローワーク・関連施設の所在地	17
助成金のご案内	18
関係機関のご案内	19

# 平成30年度 三重労働局行政運営の基本方針

## 1 情勢と課題

三重県内の景気は、雇用情勢が好調なもの個人消費の改善につながっておらず景気は全体として横這い。先行きについては、企業活動の持ち直しが続くと期待され、景気は緩やかに持ち直す見通しである。一方、少子高齢化という構造的な問題があり、それに伴う就業者数の大幅な減少は、経済成長の制約要因となりうるとともに、地域経済の活性化や地方創生の観点からもマイナスの影響が懸念される。

少子高齢化の問題に対処し、経済の更なる成長と分配の好循環を形成するため、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」という新三本の矢にしっかりと取り組み、「一億総活躍社会」を実現することが求められているところであり、働き方改革は、その実現のための最大のチャレンジである。このチャレンジを成功させるためには、多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換する必要があるため、労働行政の果たすべき役割は極めて大きい。

## 2 基本方針

三重労働局では「労働環境の整備・生産性の向上による働き方改革の着実な実行」と「女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画」を行政運営の基本方針とし、総合労働行政機関として、次の取組を行うこととする。

また、これらの施策を実施するに当たっては、労働局関係部署が連携を図り、労働基準監督署及び公共職業安定所が一体となって機動的かつ的確な対応を図るとともに、三重県をはじめ、地方自治体、労使団体、その他広く地域の関係者と連携を密にしたうえで、適切かつ効率的な行政運営に努めるものとする。

### (1) 「労働環境の整備・生産性の向上による働き方改革の着実な実行」

「三重労働局働き方改革推進システム」の円滑な運営により、三重県、関係機関、関係団体等と一体となった働き方改革を進めるとともに、若者や非正規雇用労働者を始めとする全ての労働者の労働環境や処遇の改善等に向けた機運の醸成を図る。特に中小企業、小規模事業者における働き方改革を推進するため、働き方改革推進支援センターや各種助成金を活用して事業主の実情を踏まえた支援に取り組む。併せて人材の確保に向けてハローワーク等におけるマッチング機能の強化を図るとともに地域のニーズを捉えた人材育成・能力開発の取組を促進する。

また、誰もが安心して健康に働くことができる社会に向けて、第13次労働災害防止計画の初年度として目標の早期達成を目指すとともに、職場におけるハラスメント防止対策等に取り組む。

### (2) 「女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画」

女性、若者、高齢者、障害者等がそれぞれの希望に応じた働き方で能力を発揮することができるよう、誰もが働きやすい雇用環境の整備に取り組むこととする。

職場における女性、若者の活躍推進のため、くるみん・プラチナくるみん認定、えるぼし認定、ユースエール認定制度等の取組を促進する。

また、高齢者や障害者等が意欲と能力に応じた働き方ができるよう、就業機会の確保に向けた取組を推進する。

## 平成30年度の重点施策

### 雇用環境・均等担当部署

- 働き方改革の着実な実行を進め、女性の活躍促進や仕事と家庭の両立支援との一体的な取組支援を図ります。
- 非正規労働者の待遇改善に向けた取組を進めます。
- 総合的ハラスメント対策の一体的な実施を進めます。
- 無期転換ルールの周知・啓発を進めます。
- 労働紛争の解決の促進を図ります。



働き方改革セミナー

### 労働基準担当部署

- 働き方改革の推進に向けた労働時間に関する法制度の周知徹底、働き過ぎ防止に向けた取組の推進及び労働条件の確保と改善を図ります。
- 働く人が安全で健康に働くことができる職場づくりを進めます。
- 最低賃金制度の適切な運営に努めます。
- 労働災害による補償を迅速・適正に行います。



局長最低賃金広報

### 職業安定担当部署

- 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングを進めます。
- 若年者や障害者、高年齢者の雇用対策を進めます。
- 職業訓練を通じた人材育成を進めます。
- 派遣労働者や非正規雇用の方々の対策を進めます。



若者応援就活フェア

### 労働保険適用徴収担当部署

- 労働保険の未手続事業一掃対策を進めます。
- 労働保険料等の収納率の向上に努めます。

## 雇用環境・均等担当部署の重点施策

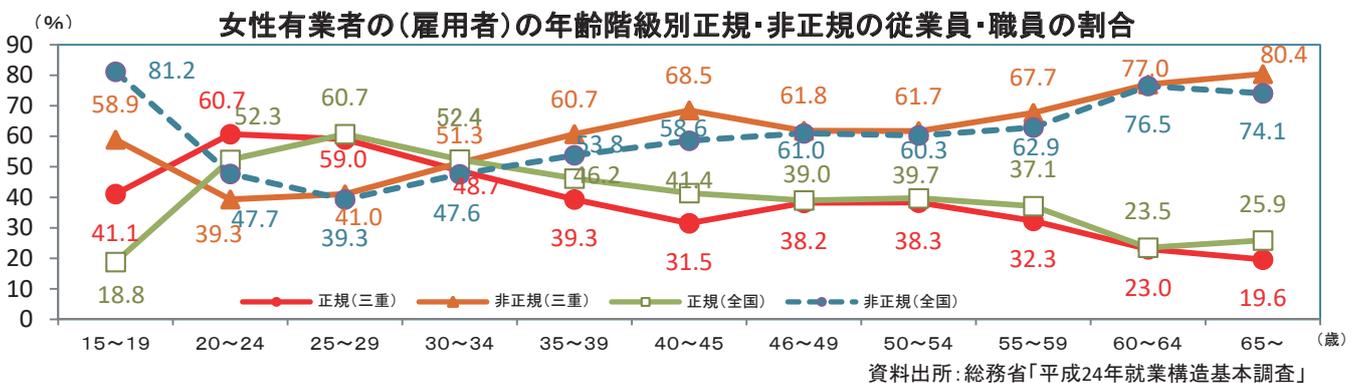
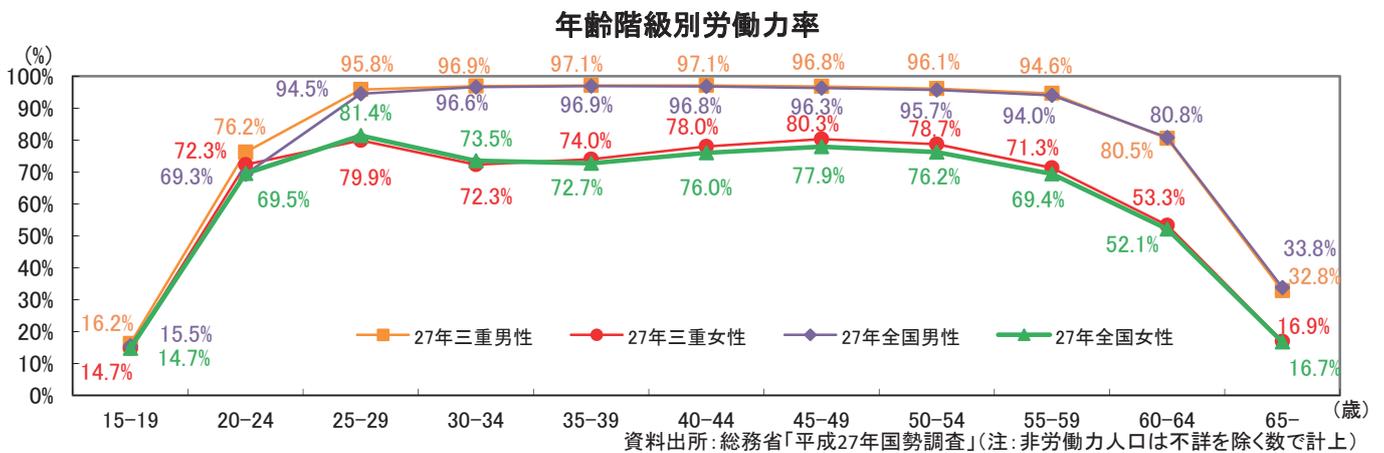
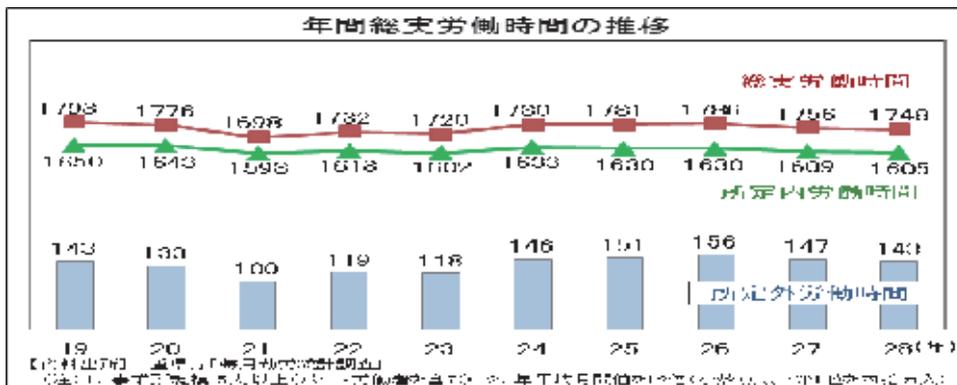
### ■働き方改革と女性活躍推進の一体的な取組支援

#### ●働き方改革の推進

『三重労働局働き方改革推進システム』の円滑な運用を図り、三重県・関係団体等と連携して県内における働き方改革に係る機運の醸成を図り、総合的に働き方改革を推進します。

企業トップの意識改革を進めるため、個々の企業に対し積極的に啓発するとともに、金融機関等と連携して生産性向上のための企業支援を行い、それぞれの企業の実態に合わせた具体的な改善策を提案します。

新たに設置した「働き方改革推進支援センター」を活用し、中小企業・小規模事業者における時間外労働上限規制への対応、賃金引上げに向けた非正規労働者の処遇改善対応等について、積極的な支援を図ります。



●女性の活躍推進と仕事と家庭の両立支援

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に係る事業主指導を実施します。また、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法について、義務企業の法に基づく取組の実効性確保を図ります。

女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」及び次世代育成支援対策推進法認定マーク「くるみん」、「プラチナくるみん」について、多くの企業が認定を目指すよう、認定制度について広く周知し認定申請に向けた取組を促進します。

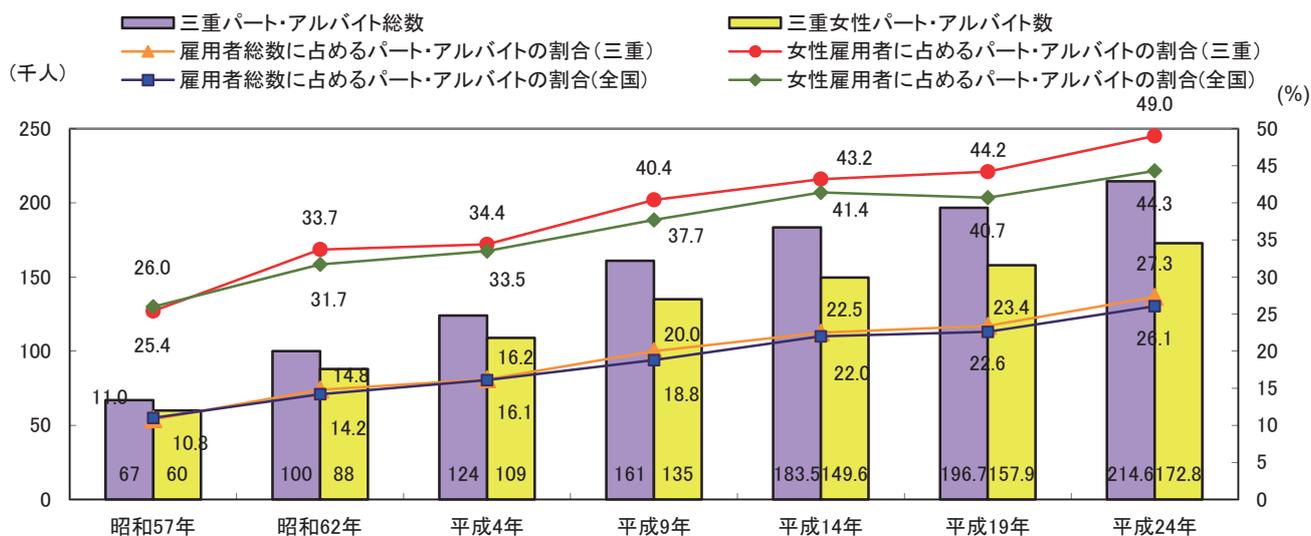
女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法の努力義務企業に対し、働き方改革の推進のための啓発の機会を捉えて、行動計画の策定・届出等の取組を促すと共に、両立支援等助成金（女性活躍加速化コースを含む）の活用による事業主支援を行います。



●同一労働同一賃金の実現に向けた非正規雇用労働者の待遇改善の取組

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の推進、正社員転換推進の措置等に係る事業主指導を実施するとともに、働き方改革推進センターを活用して、非正規労働者の均等・均衡待遇に関する相談支援を実施します。

パート・アルバイトの人数及び割合の推移



資料出所:総務省統計局「就業構造基本調査」

## ■安心して働くことができる環境整備の推進

### ●総合的ハラスメント対策の一体的実施

妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多いことから、様々なハラスメントの相談に一元的に対応するとともに、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」として説明会の開催及び特別相談窓口の設置を行い、関係法令等の周知徹底を図ります。

### ●無期転換ルールの周知・啓発等

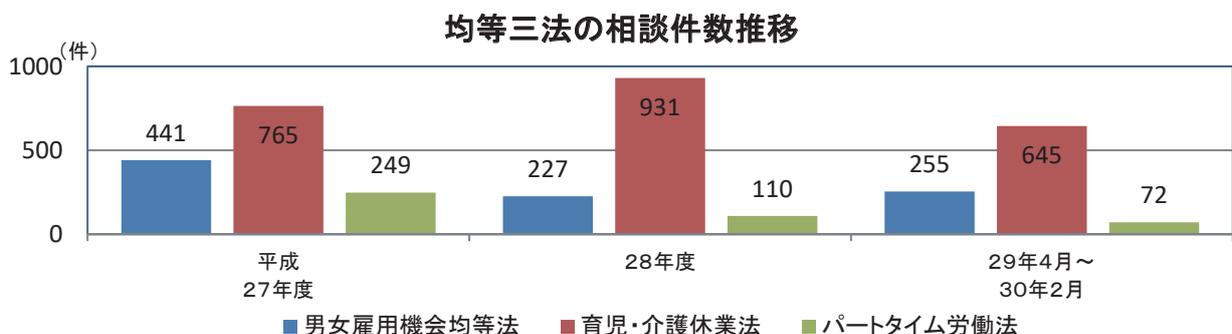
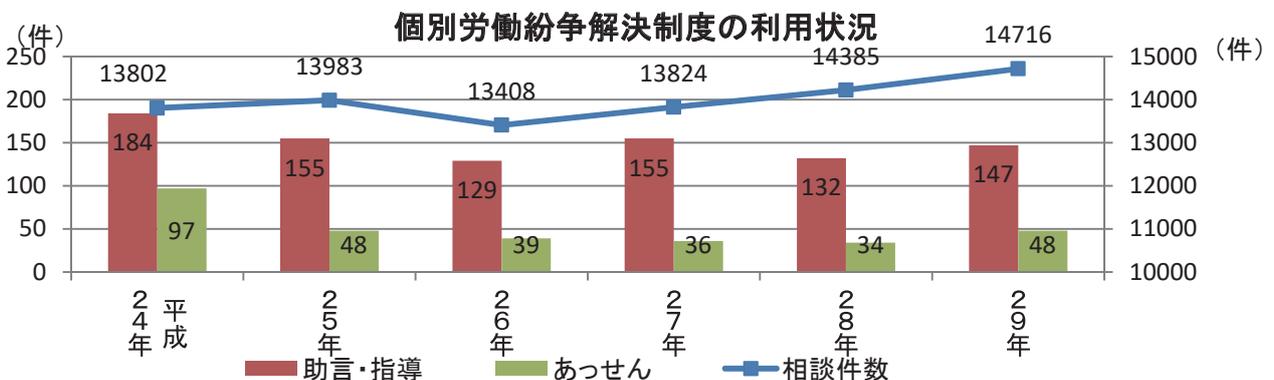
有期雇用を更新し通算5年を経過した場合に、無期契約に転換できる「無期転換ルール」について、労使双方に対し制度の周知徹底を図るとともに、企業に対し無期転換ルールの対応に向けた取組を強く促します。なお、実際に労働者等から無期転換ルールに関する相談を受けた場合には、相談者の意向を踏まえ、とりうる手段を教示する等、適切に対応します。

### ●労働紛争の解決の促進

総合労働相談コーナーでは、労使間のトラブルに関する様々な相談に対応するとともに、個別紛争解決促進法に基づく助言・指導、あっせん制度の適切な運用により、労使間の紛争の円滑な解決に努めます。

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関し、労働者等から相談が寄せられた場合には、問題の把握を十分に行うと共に、相談者のニーズに応じ各法律に基づく紛争解決の援助又は調停を行い、円滑かつ迅速な解決を図ります。

学生などに対する労働法制の周知を図るとともに、学生アルバイトの労働条件確保に向けた取組を行います。

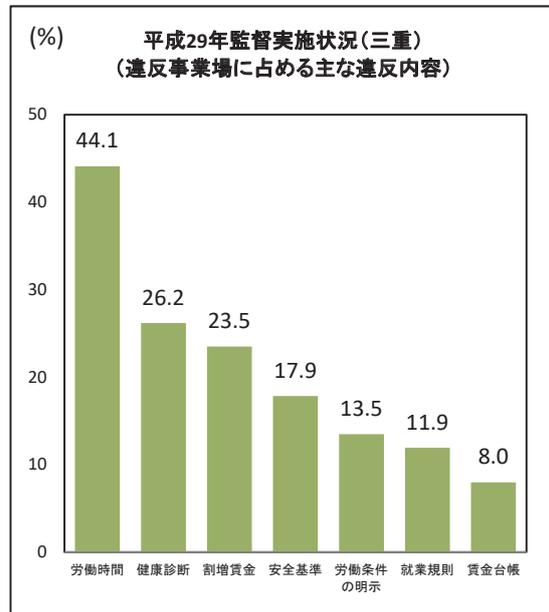
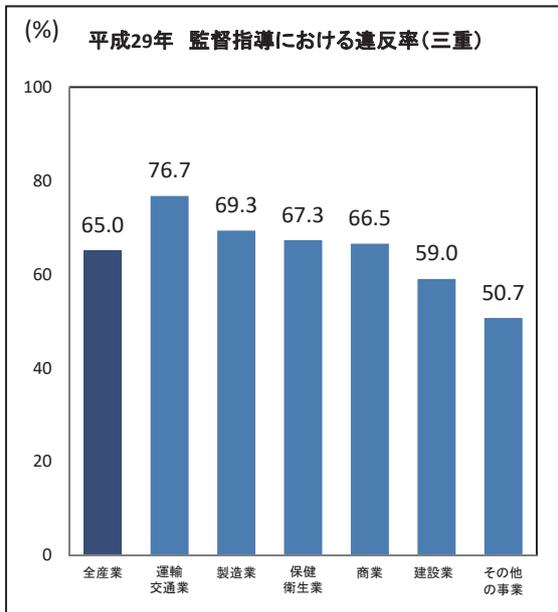


## 労働基準担当部署の重点施策

■働き方改革の推進に向けた労働時間に関する法制度の周知徹底、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底、労働条件の確保・改善対策

平成30年4月1日から全ての監督署において、特別チーム「労働時間改善指導・援助チーム」を編成するとともに「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、労働時間に関する法制度の周知及び指導を集中的に行います。過重労働による健康障害を防止するため、労働基準法の遵守徹底を図るとともに、特に、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対して、引き続き監督指導を徹底します。

また、11月に過重労働の解消に向けたキャンペーンを実施し、長時間労働抑制等に向けた集中的な啓発活動を行います。



平成29年4月～平成30年2月における総監督実施事業場数は2,460件で、そのうち、長時間労働の抑制等を重点とした監督指導の実施状況は以下のとおりである。

### 1 法違反の状況

監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反事業場数 (違反率)	違反状況(違反率)		
		労働時間	賃金不払残業	健康障害防止
714 (100.0%)	388 (54.3%)	276 (38.7%)	25 (3.5%)	56 (7.8%)

## 2 重点監督において把握した実態(時間外・休日労働時間が最長の者の実績)

違法な時間外・休日労働があった事業場数	1月当たり 45H以下	1月当たり 45H超～ 80H以下	1月当たり 80H超～ 100H以下	1月当たり 100H超～ 150H以下	1月当たり 150H超～ 200H以下	1月当たり 200H超～
276 (100.0%)	24 (8.7%)	47 (17.0%)	67 (24.3%)	108 (39.1%)	25 (9.1%)	5 (1.8%)

## 3 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち65事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

指導事業場数	指導事項(注1)					管理者の 責務 (注6)	労使協議 組織の活 用(注7)
	始業・終業時刻の確認・記録(注2)	自己申告制による場合			適正な申告の阻害要因の排除(注5)		
		自己申告制の説明(注3)	実態調査の実施(注4)				
65 (100.0%)	29 (44.6%)	3 (4.6%)	25 (38.5%)	2 (3.1%)	12 (18.5%)	- -	

(注1)指導事項は重複あり。

(注2)労働者の始業・終業時刻の確認・記録をするよう指導。

(注3)自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して適正に自己申告を行う等について十分説明を行うよう指導。

(注4)自己申告制により把握した労働時間が実態と合致しているか調査の実施をするよう指導。

(注5)労働時間数の上限を設定する等の適正な申告の阻害要因を排除するよう指導。

(注6)労働時間の管理者が問題点及び解消等検討を行うよう指導。

(注7)労使協議組織を活用して、労働時間管理の問題点の解消等の検討を行うよう指導。

## 4 健康障害防止に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち579事業場に対して、医師による面接指導等を実施すること等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

指導事業場数	指導事項(注1)				
	面接指導等の実施(注2)	衛生委員会等における調査審議(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間及び45時間以内への削減(注5)	面接指導等が実施できる仕組みの整備等(注6)
579 (100.0%)	37 (6.4%)	76 (13.1%)	261 (45.1%)	312 (53.9%)	36 (6.2%)

(注1)指導事項は重複あり。

(注2)時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることを指導。

(注3)長時間労働に係る健康障害を防止を図るため対策等について調査審議するよう指導。

(注4)月45時間以内に削減するよう努めることを指導。

(注5)月80時間以内に削減するよう努めるとともに、45時間以内とするための具体的方策も併せて検討するよう指導。

(注6)面接指導を実施する当たり、労働者による申出が適切になされるための仕組み等を指導。

■労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

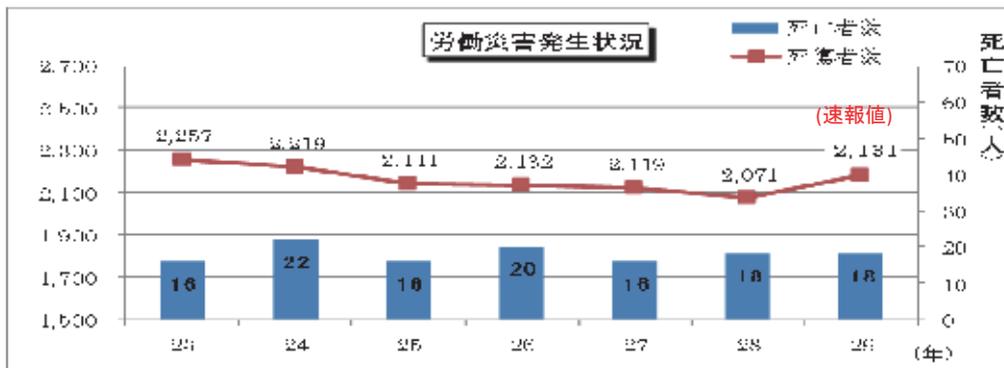
三重労働局の平成30年における目標  
 1 労働災害による死亡者数を17人以下とすること  
 2 休業4日以上死傷者数を2,145人以下とすること

三重労働局第13次労働災害防止計画（平成30年～34年）に基づき行政施策を推進します。同計画では以下の重点事項を定めています。

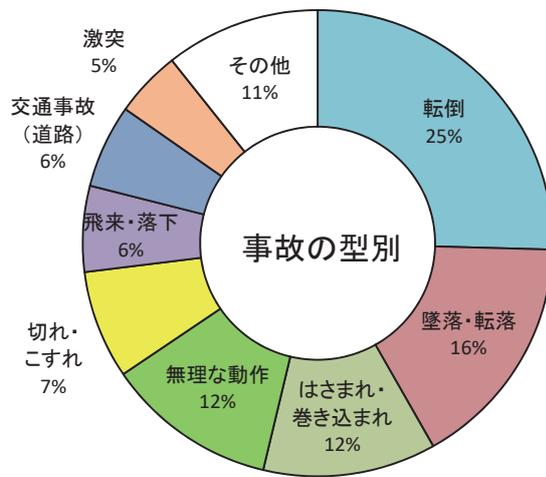
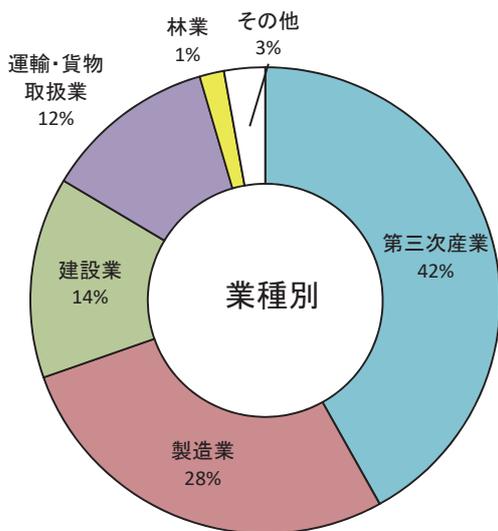
- 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- 4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- 5 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- 6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- 7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

【計画の目標】

- ◎第12次防期間中の死亡者総数を第13次防期間中に15%以上減少させる
- ◎全産業における死傷者数2,000人未満『アンダー2000』の早期達成



平成29年 業種別4日以上労働災害発生状況 (平成30年2月末日現在)



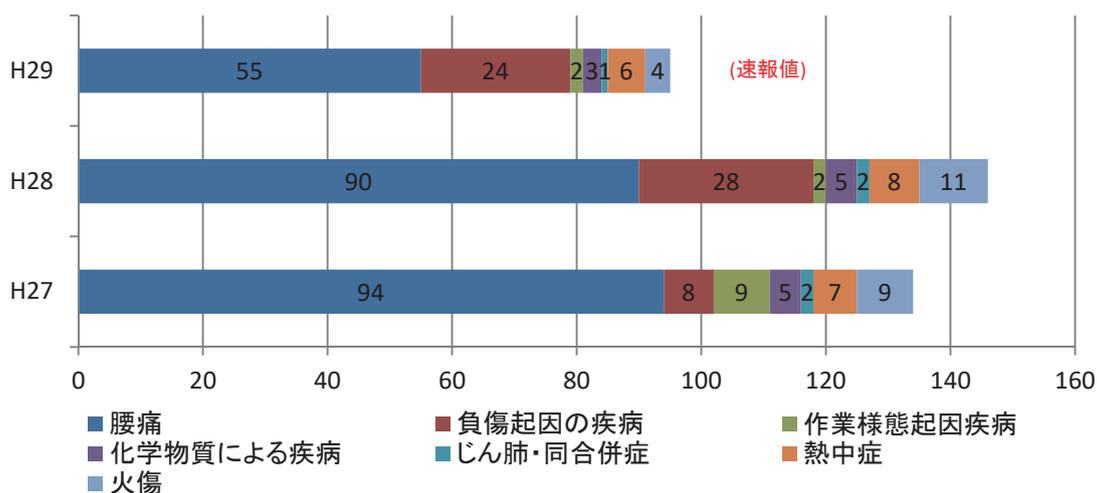
死亡災害の撲滅及び死傷災害の減少を目指した対策として、重点業種対策、特定災害対策及び業種横断的な災害防止対策を推進します。

重点業種対策では、製造業における機械災害防止のためのリスクアセスメントの定着、建設業において、足場の「より安全な措置」の普及、フルハーネス型安全帯の使用等による「墜落・転落」災害の防止、道路貨物運送業における「荷役5大災害」の防止、小売業及び社会福祉施設の多店舗展開企業の本社については、労働局及び労働基準監督署の幹部により、安全衛生水準の向上のため経営トップへの働きかけなどを行います。

また、特定災害対策では、「STOP! 転倒災害防止プロジェクト」の推進や交通労働災害防止対策、四日市コンビナート地域を中心に爆発・火災防止対策などに取組みます。

なお、業種横断的な災害防止対策では、高齢労働者対策などに取り組みます。

職業性疾病発生状況



●過労死等の防止対策等労働者の健康確保対策

事業場におけるメンタルヘルス対策を促進するため、事業場内の利用しやすい相談窓口の設置、ストレスチェックの集団分析結果に基づく職場環境の改善の推進などに取り組みます。

また、定期健康診断及び医師による面接指導の実施並びにその結果に基づく事後措置について周知、指導を行います。

●治療と仕事の両立支援

両立支援ガイドライン及び障害者雇用促進等助成金（障害・治療と仕事の両立支援助成コース）について周知、利用勧奨を行います。

地域両立支援推進チームの活動を通じて、企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携を促進します。



イメージキャラクターの『ちりょうさ』

●化学物質等による健康障害対策

リスクアセスメントの普及促進を図り、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとして化学物質の管理を促進します。

また、石綿による健康障害防止対策では、建築物等の解体時におけるばく露防止対策及び建築物等における吹付け石綿等の除去等を指導します。受動喫煙防止対策では、受動喫煙防止対策助成金の利用を促進します。

●熱中症予防対策

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を準備期間を4月とし、5月から9月まで展開します。

●腰痛予防対策

研修会及びセミナーの開催のほか、腰痛予防のための体操の普及を図ります。

■最低賃金制度の適切な運営

改定された最低賃金の周知と履行の確保を図ります。

最低賃金の名称		金額	効力発生日
三重県	最低賃金	時間額 820円	平成29年10月1日
特定 (産業別) 最低賃金	ガラス・同製品製造業	時間額 861円	平成29年12月20日
	電線・ケーブル製造業	時間額 881円	
	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	時間額 843円	平成27年12月20日
	電気機械器具製造業(略称)	時間額 867円	平成29年12月20日
	輸送用機械器具製造業(略称)	時間額 902円	
	銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	日額 5,907円	平成10年12月15日
		県最賃 820円	平成29年10月1日
一般機械器具製造業	県最賃 820円	平成29年10月1日	

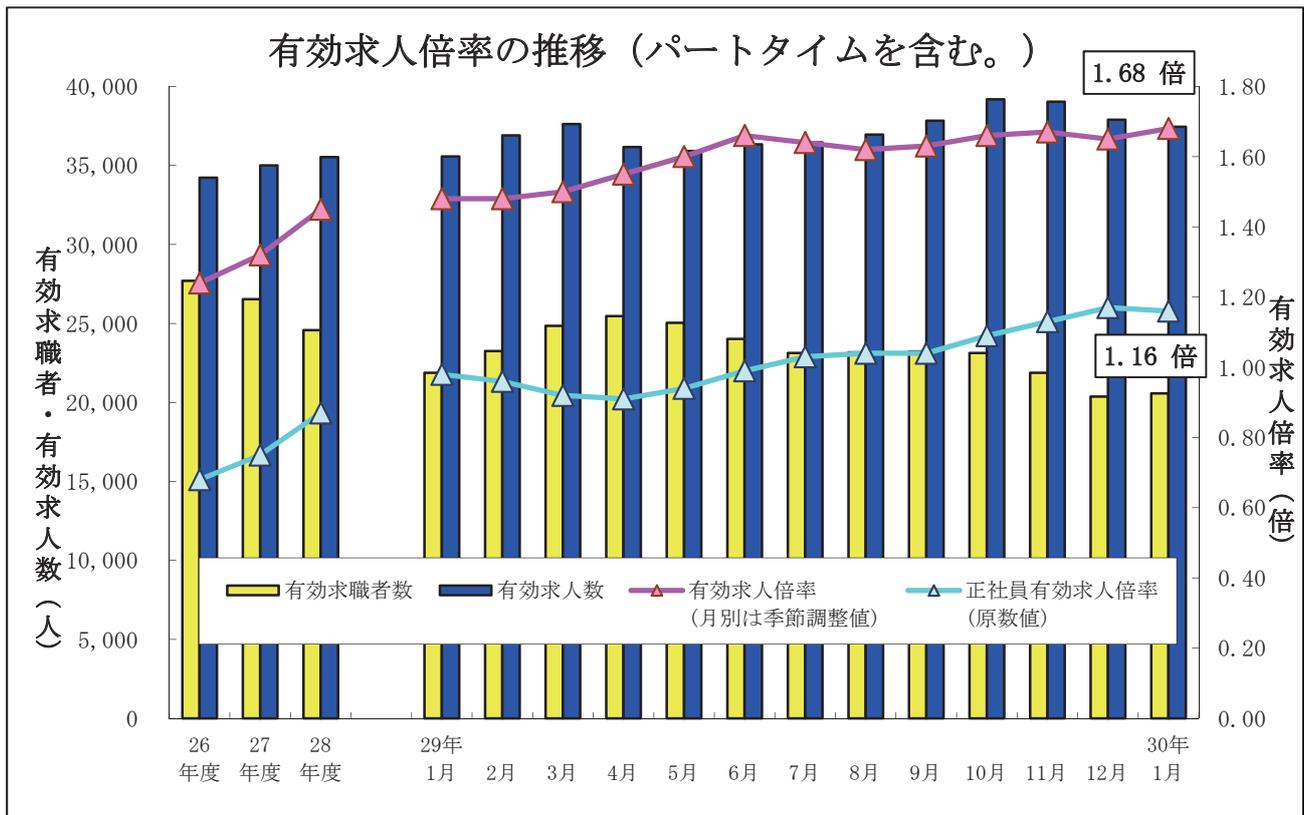
## 職業安定担当部署の重点施策

### ■職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

平成30年度目標（主要指標）

- a ハローワークの職業紹介により常用就職した件数について、  
**20,570件以上**を目指す。
- b ハローワークの常用求人（受理地ベース）の充足件数について、  
**19,519件以上**を目指す。
- c 雇用保険受給者の早期再就職件数について、  
**6,544件以上**を目指す。

雇用情勢改善のタイミングを捉え、正社員の就職支援を積極的に推進するため、正社員求人をはじめ、充足に重点を置いた求人開拓に努めるとともに、担当者制・予約制による職業相談の実施、応募書類の作成指導、求人充足会議による求人の早期充足など、積極的・能動的マッチングによる求職者・求人者サービスの充実を図ります。



## ■若年者の雇用対策

若者雇用促進法の周知を図ると共に、同法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）の拡充を進め、若者の雇用管理が優良な中小企業情報等を提供します。

また、新規学校卒業予定者・既卒未就職者に対しては、学校との連携の下、学卒ジョブサポーターを中心に、就職支援、職場定着支援を行います。



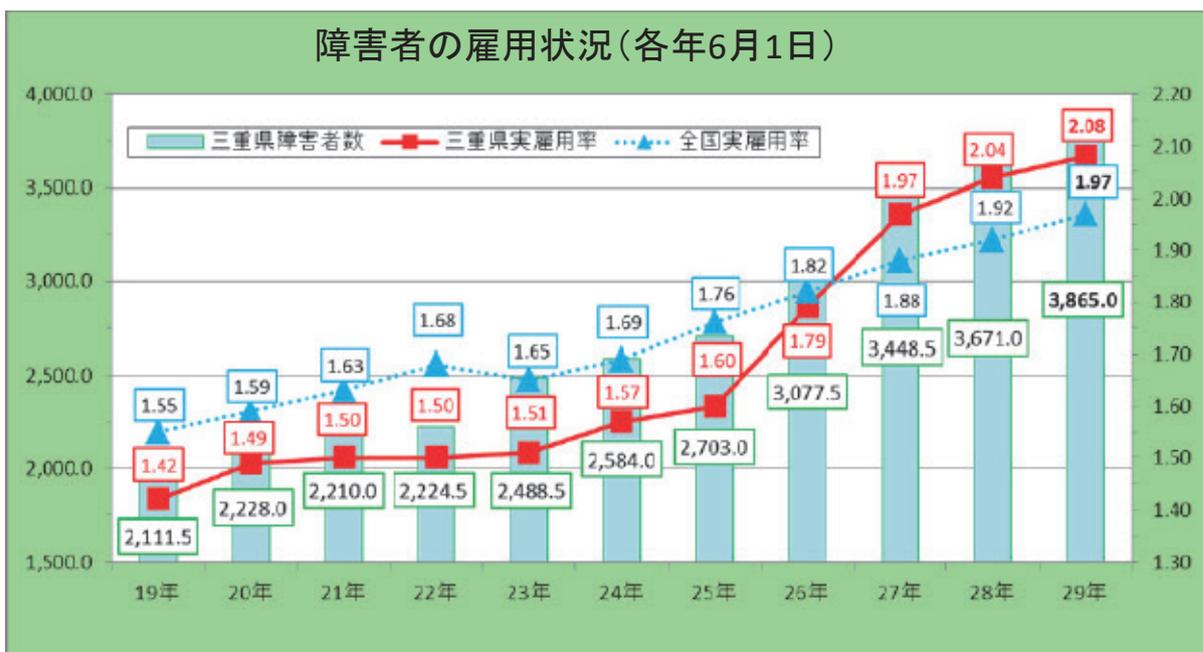
## ■非正規労働者への対策

各種セミナー等の開催、トライアル雇用助成金や求職者支援制度の活用などにより、正社員就職に向け、希望者一人一人に応じた支援を行います。

また、雇用環境・均等室と連携しつつ、非正規雇用労働者の企業内での正社員化や人材育成、処遇改善といったキャリアアップの取組みを進めるため、「キャリアアップ助成金」の周知・活用を進めます。

## ■障害者の雇用対策

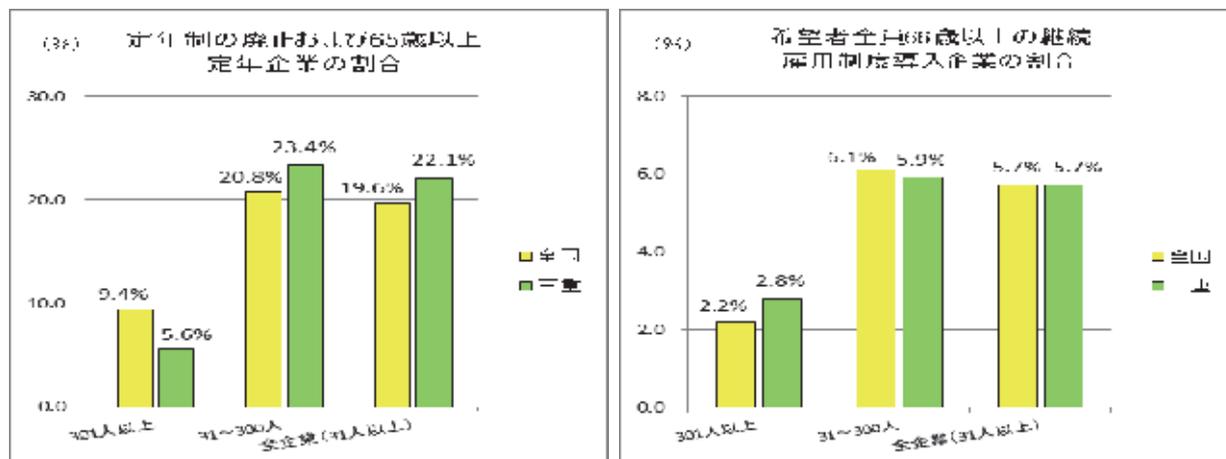
平成30年4月「障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加」されたことに伴い、障害者雇用率が引き上げられました。未達成の民間企業及び公的機関に対する雇用率達成指導を行うとともに、個々の企業が抱えている課題に合わせ、関係機関と連携した支援を行います。



## ■高年齢者の雇用対策

生涯現役社会の実現に向け、65歳以上定年及び希望者全員66歳以上の継続雇用制度導入企業等の普及に向け、企業に対する相談・援助や支援の充実を図ります。

また、就職が困難な高年齢求職者に対する生涯現役支援窓口を、四日市・津のハローワークに開設し、就労支援チームによる就労支援を実施します。



(平成29年6月1日現在)

## ■職業訓練を活用した就職支援・能力開発

職業訓練が必要な方に対し、公共職業訓練・求職者支援訓練の受講機会を提供し、訓練受講中から、職業相談等を実施することで、早期に就職できるよう支援します。



**ハロートレーニング**  
— 急がば学べ —

## ■労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営

平成30年9月末に改正派遣法施行後3年を迎えることとなる派遣受入期間の事業所単位、個人単位の制限、雇用安定措置の義務等が、確実に履行されるよう適切な指導監督を行います。

また、平成30年1月の職業安定法改正等において労働者の募集・求人や職業紹介時に明示すべき事項の追加、遵守すべき事項の明確化されたことから、適正に事業運営が図られるよう周知・啓発に努めます。

## 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

### ■労働保険制度の適正な運営

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業場の一掃や、労働保険料の適正な徴収を行います。

### ■労働保険の未手続事業一掃対策

労働保険への加入については、労働保険の適用対象であるにもかかわらず保険関係成立の手続きがなされていない事業場が存在するため、加入勧奨を行います。

### ■労働保険料等の収納率の向上

労働保険料等の収納率向上のため、効率的かつ効果的な滞納整理及び滞納処分を行います。

# 三重労働局の組織と業務内容

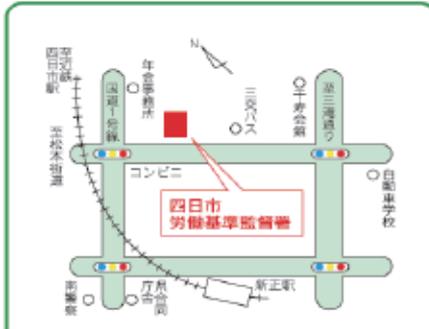


## 三重労働局

〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎



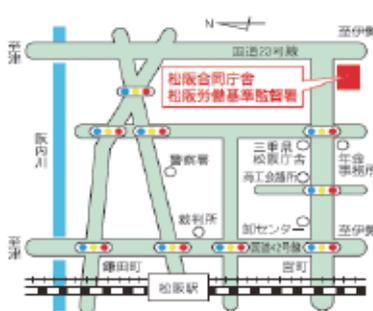
# 労働基準監督署の所在地



## 四日市労働基準監督署

〒510-0064  
四日市市新正2-5-23

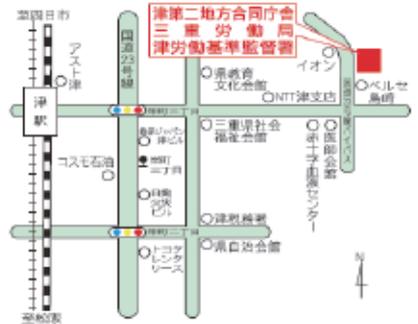
電話 (059) 351-1661  
FAX (059) 351-1660



## 松阪労働基準監督署

〒515-0011  
松阪市高町493-6 松阪合同庁舎3F

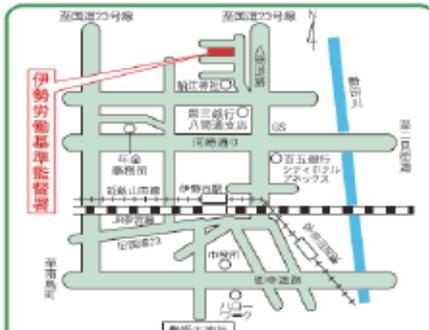
電話 (0598) 51-0015  
FAX (0598) 51-9988



## 津労働基準監督署

〒514-0002 津市島崎町327-2  
津第二地方合同庁舎1F

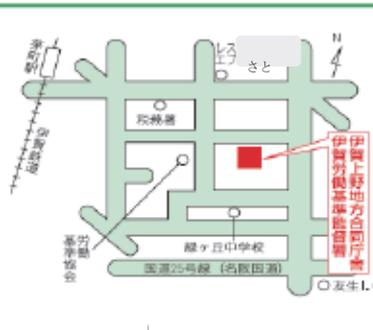
電話 労働課 059-227-1286  
方面(監督) 059-227-1282 業務課 059-227-1281  
安全衛生課 059-227-1284 F A X 059-227-1283



## 伊勢労働基準監督署

〒516-0008  
伊勢市船江1-12-16

電話 (0596) 28-2164  
FAX (0596) 28-2166



## 伊賀労働基準監督署

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3  
伊賀上野地方合同庁舎1F

電話 監督・安衛課 (0595) 21-0802  
労働課 (0595) 21-0803  
FAX (0595) 21-2640



## 熊野労働基準監督署

〒519-4324  
熊野市井戸町672-3

電話 (0597) 85-2277  
FAX (0597) 85-2422

※印の労働基準監督署内に総合労働相談コーナーが設置されています。

### 労働基準監督署の管轄

四日市労働基準監督署 四日市市・桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡

松阪労働基準監督署 松阪市・多気郡

津労働基準監督署 津市・鈴鹿市・亀山市

伊勢労働基準監督署 伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡

伊賀労働基準監督署 伊賀市・名張市

熊野労働基準監督署 熊野市・尾鷲市・北牟婁郡・南牟婁郡

### ハローワークの管轄

ハローワーク桑名 桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡のうち朝日町

ハローワーク四日市 四日市市・三重郡(朝日町を除く)

ハローワーク鈴鹿 鈴鹿市・亀山市

ハローワーク津 津市

ハローワーク松阪 松阪市・多気郡

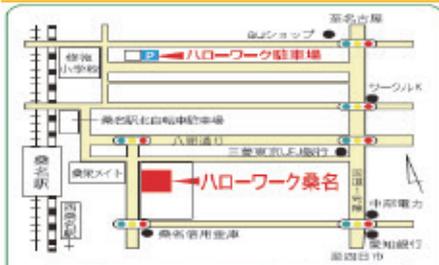
ハローワーク伊勢 伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡(大紀町を除く)

ハローワーク伊賀 伊賀市・名張市

ハローワーク尾鷲 尾鷲市・北牟婁郡・度会郡のうち大紀町を除く

ハローワーク熊野 熊野市・南牟婁郡

# ハローワーク・関連施設の所在地



## ハローワーク 桑名

〒511-0078  
桑名市桑米町1-2 サンファール北館1階  
電話 / 0594 (22) 5141  
FAX / 0594 (23) 2604



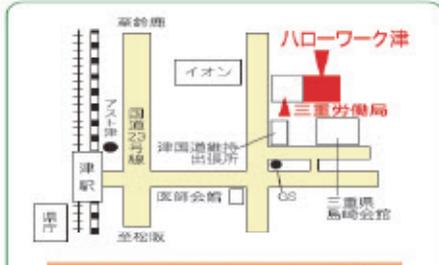
## ハローワーク 四日市

〒5100093  
四日市市本町3-95  
電話 / 059 (353) 5566  
FAX / 059 (354) 1921・(353) 7744  
(JR四日市駅より徒歩1分・近鉄四日市駅より徒歩15分)



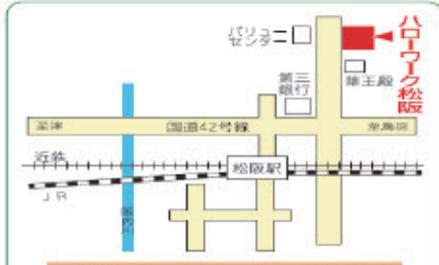
## ハローワーク 鈴鹿

〒513-8609  
鈴鹿市神戸9-13-3  
電話 / 059 (382) 8609  
FAX / 059 (383) 5594・(383) 5619  
(近鉄鈴鹿市駅より徒歩3分)



## ハローワーク 津

福祉重点安定所  
〒514-8521  
津市島崎町327-1  
電話 / 059 (228) 9161  
FAX / 059 (223) 2395  
(津駅より徒歩15分)



## ハローワーク 松阪

〒515-8509  
松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1F  
電話 / 0598 (51) 0860  
FAX / 0598 (50) 4186  
(松阪駅より徒歩20分)



## ハローワーク 伊勢

〒516-8543  
伊勢市岡本1-1-17  
電話 / 0596 (27) 8609  
FAX / 0596 (27) 1384  
(伊勢市駅より徒歩8分・近鉄宇治山田駅より7分)



## ハローワーク 伊賀

〒518-0823  
伊賀市四十九町3074-2  
電話 / 0595 (21) 3221  
FAX / 0595 (24) 2989・(24) 3067  
(桑町駅より徒歩10分)



## ハローワーク 尾鷲

〒519-3612  
尾鷲市林町2-35  
電話 / 0597 (22) 0327  
FAX / 0597 (23) 2664  
(尾鷲駅より徒歩20分  
尾鷲駅よりバス「安定所前」下車)



## ハローワーク 熊野

〒519-4324  
熊野市井戸町赤坂739-3  
電話 / 0597 (89) 5351  
FAX / 0597 (89) 5369  
(熊野市駅より徒歩10分)

ハローワークの管轄区域は前ページ

名称	郵便番号・所在地	電話番号・FAX番号
わかものハローワークみえ	〒510-0073 四日市市西浜田町12-13	TEL 059-325-7000 FAX 059-353-8610
マザーズコーナー 四日市	〒510-0093 四日市市本町9-8 本町プラザビル5F	TEL 059-359-1710 FAX 059-355-6736
みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009 津市羽所町700 アスト津3F	TEL 059-229-9591 FAX 059-222-3301
志摩市ふるさとハローワーク	〒517-0501 志摩市阿児町鶴方3098-9	TEL 0599-46-0986 FAX 0599-46-0987
ハローワークプラザ名張	〒518-0718 名張市丸之内79 名張市総合福祉センターふれあい1F	TEL 0595-63-0900 FAX 0595-63-0967

## 助成金のご案内

従業員の採用や雇用管理改善のために**ご利用ください**

どんな時？	助成金等の名称	問い合わせ先	TEL
障害のある方、高年齢者、母子家庭の母等を雇入れる。	特定求職者雇用開発助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
経済上の理由による事業の縮小に伴い、雇用調整を行う。	雇用調整助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
常用雇用を目的として、未経験者等を試行的に雇用する。	トライアル雇用助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
有期契約労働者等の正規雇用等への転換・処遇改善を行う。	キャリアアップ助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
労働者の能力開発のための訓練等を実施する。	人材開発支援助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
離職を余儀なくされた労働者の再就職支援、中途採用の拡充を行う。	労働移動支援助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
障害のある方等の職場定着を支援する。	障害者雇用安定助成金	職業安定部職業対策課	059-226-2111
仕事と家庭の両立等を支援するとき。	両立支援等助成金	雇用環境・均等室	059-261-2978
設備投資などで労働時間、休日等を改善するとき。	時間外労働等改善助成金	雇用環境・均等室	059-261-2978
喫煙室等の設備を設置するとき。	受動喫煙防止対策助成金	雇用環境・均等室	059-261-2978
設備投資などで業務効率と賃金の改善を行うとき。	業務改善助成金	雇用環境・均等室	059-261-2978

このほかにも、いろいろな支援制度や助成金などがあります。

- 従業員の採用や、求職活動などのご相談は
- 労働条件などのご相談は
- 女性の活躍推進、育児・介護休業、パートタイム労働者の雇用管理に関するご相談は

各ハローワーク

各労働基準監督署

雇用環境・均等室

## 関係機関のご案内

### ■労働基準協会等

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(一社)三重労働基準協会連合会	〒514-0008 津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1F	TEL 059-227-1051
(公社)全国労働基準関係団体連合会三重県支部	〒514-0008 津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1F	TEL 059-227-1051
桑 名 労 働 基 準 協 会	〒511-0068 桑名市中央町3-23 桑名シティホテル3F	TEL 0594-21-8341
(一社)四日市労働基準協会	〒510-0071 四日市市西浦1-1-10	TEL 059-353-3910
津 労 働 基 準 協 会	〒514-0004 津市栄町3-261 笠間ビル3F	TEL 059-227-3817
松 阪 労 働 基 準 協 会	〒515-0814 松阪市久保田町173-8	TEL 0598-26-6022
伊 勢 労 働 基 準 協 会	〒516-0037 伊勢市若洲1-7-17 伊勢商工会議所2F	TEL 0596-24-6254
伊 賀 労 働 基 準 協 会	〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1733-3	TEL 0595-21-3939
熊 野 尾 鷲 労 働 基 準 協 会	〒519-4324 熊野市井戸町351-2 熊野建設業会館2F	TEL 0597-85-3489

### ■安全衛生行政関係団体

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(一社)三重労働基準協会連合会 ●中央労働災害防止協会三重県支部 ●三重THP推進連絡協議会	〒514-0008 津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館1F	TEL 059-227-1051
建設業労働災害防止協会三重県支部	〒514-0003 津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館内	TEL 059-227-5922
陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部	〒514-8515 津市桜橋3-53-11 三重県トラック会館内	TEL 059-225-0356
林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部	〒514-0003 津市桜橋1-104 三重県林業会館内	TEL 059-225-9014
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 四 日 市 支 部	〒510-0011 四日市市霞2-1-1 四日市第二港湾労働者福祉センター1F	TEL 059-340-6365
(一社)日本ボイラ協会三重支部	〒514-0006 津市広明町349-1 いけだビル4F	TEL 059-226-4895
(一社)日本クレーン協会三重支部	〒514-0131 津市あかつ台4-3-5	TEL 059-231-0010
(公社)建設荷役車両安全技術協会三重県支部	〒514-0009 津市羽所町601 アカツカビル4F	TEL 059-223-7177
(一社)日本ボイラ協会三重検査事務所	〒514-0006 津市広明町349-1 いけだビル4F	TEL 059-226-1312
(一社)日本クレーン協会三重検査事務所	〒514-0004 津市栄町3-127 茂木ビル2F	TEL 059-225-9391
(公社)日本作業環境測定協会東海支部三重分会	〒510-0575 四日市市午起2丁目4-18 (株)東海テクノ内	TEL 059-332-5122
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 三 重 支 部	〒510-0071 四日市市西浦1-1-10 (一社)四日市労働基準協会内	TEL 059-353-3910
(独)労働者健康福祉機構 三重産業保健総合支援センター	〒514-0003 津市桜橋2-191-4 三重県医師会館5F	TEL 059-213-0711

### ■職業安定行政関係団体

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(公財)産業雇用安定センター三重事務所	〒514-0009 津市羽所町700 アスト津2F	TEL 059-225-5449
(公財)介護労働安定センター三重支所	〒514-0009 津市羽所町513 サンヒルズ2F	TEL 059-225-5623
(公社)三重県シルバー人材センター連合会	〒514-0002 津市島崎町314 三重県島崎会館2F	TEL 059-221-6161
三 重 職 業 訓 練 支 援 セ ン タ ー	〒510-0943 四日市市西日野町4691	TEL 059-321-3171
三 重 障 害 者 職 業 セ ン タ ー	〒514-0002 津市島崎町327-1	TEL 059-224-4726

### ■労働保険適用徴収関係団体

名 称	郵便番号・所在地	電話番号
(一社)全国労働保険事務組合連合会三重支部	〒514-0003 津市桜橋1-687	TEL 059-224-0034